

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

令和2年2月25日に政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定し、感染症拡大防止において、極めて重要な時期となっている。そのため、当面の間、市及び職員がそれぞれできることを積極的に実践するものとする。

### 1 職員の感染症対策

#### (1) 職員とその家族等

##### ①風邪や発熱などの軽い症状が出た場合

外出をせず、自宅で療養する。ただし、以下のような場合には、直ちに都道府県に設置されている（居住地を管轄する）「帰国者・接触者相談センター」に相談する。

- ・風邪の症状や 37.5° C 以上の発熱が 4 日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）。
- ・強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）等がある。

※ 高齢者、基礎疾患等がある場合は、上の状態が 2 日程度続く場合

②風邪症状がみられる場合は休暇取得に努め、やむを得ず外出する場合は、マスクを着用する。

③風邪症状がみられない場合においても、感染リスクのおそれがある（イベント、通勤等、陽性者と同一空間に滞在したおそれがある）ことなどから適切な相談をせずに、医療機関を受診することを避ける。

#### (2) 行動の見直し

それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような場所（イベント、宴席等）に行くことを避けるなど、不要不急

の外出は当面の間控える。

(3) 手洗い，咳エチケット等の徹底

## 2 市の感染症対策

(1) 業務が滞ることによる市民生活への影響を最小限に抑えるよう，各所属において情報収集及び危機管理を徹底する。

(2) 各所属において所属職員の健康管理と体調確認を徹底する。

(3) 市の活動の特徴を踏まえ，イベントの中止（第1回新型コロナウイルス対策本部会議決定済み）及び開催方法の変更，移動方法の分散，オンライン会議等，できる限りの工夫を講じる。

(4) 市が後援する行事について，主催者に感染拡大防止の観点から，感染の広がり，会場の状況等を踏まえ，開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

(5) 正規職員（再任用職員を含み，技能労務職員を除く。）を対象に，通常の勤務時間を1時間を限度に前後にずらすことを時限的に実施する。

(6) 窓口等市民対応職員を対象にマスクを配布する。